



平成30年4月2日  
内閣府沖縄担当部局

## 特定駐留軍用地の区域の変更等について

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第12条第6項の規定に基づく特定駐留軍用地の区域の変更及び同法第18条の2第6項の規定に基づく特定駐留軍用地跡地の指定の解除について、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 特定駐留軍用地の区域の変更

##### (1) 牧港補給地区

牧港補給地区（平成24年5月25日付けで特定駐留軍用地に指定）について、その一部土地が平成30年3月31日に返還されたため、同年4月1日付けで以下のとおり特定駐留軍用地の区域を変更しました。

施設及び区域の名称 (施設番号)	特定駐留軍用地の区域	
	変更前	変更後
牧港補給地区 (6056)	日米安全保障協議委員会において返還することが合意された牧港補給地区の区域 (平成25年8月31日に返還された一部土地を除く。)	日米安全保障協議委員会において返還することが合意された牧港補給地区の区域 (平成25年8月31日及び平成30年3月31日に返還された一部土地を除く。)

## (2) 普天間飛行場

普天間飛行場（平成24年5月25日付けで特定駐留軍用地に指定）について、その一部土地が平成30年3月31日に返還されたため、同年4月1日付けで以下のとおり特定駐留軍用地の区域を変更しました。

施設及び区域の名称 (施設番号)	特定駐留軍用地の区域	
	変更前	変更後
普天間飛行場 (6051)	日米安全保障協議委員会において返還することが合意された普天間飛行場の区域 (平成29年7月31日に返還された一部土地を除く。)	日米安全保障協議委員会において返還することが合意された普天間飛行場の区域 (平成29年7月31日及び平成30年3月31日に返還された一部土地を除く。)

## 2. 特定駐留軍用地跡地の指定の解除

キャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区の区域（平成27年3月31日付けで特定駐留軍用地跡地に指定）について、平成30年3月31日に区域内の全ての土地が所有者等に引き渡されたため、同年4月1日付けで特定駐留軍用地跡地の指定を解除しました。

## ＜参考＞特定駐留軍用地（跡地）の指定について

駐留軍用地の大部分が民有地であるという沖縄県の特殊事情に鑑み、広大な駐留軍用地跡地の利用を迅速かつ円滑に進めるため、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」において、沖縄県・市町村が返還前の早い段階から公共用地として土地を先行取得できるようにする制度が創設された。

制度の概要は以下のとおり。

- ①日米安全保障協議委員会等の返還合意後、内閣総理大臣が「特定駐留軍用地（跡地）」を指定。
- ②県・市町村が、返還後に実施を予定する事業について「特定事業の見通し」を策定・公表。
- ③土地の譲渡の届出、買取り希望の申出に基づき、県・市町村が買取り協議。

今回は、上記①に関し、特定駐留軍用地の区域の変更及び特定駐留軍用地跡地の指定の解除を行うもの。

### 【本件連絡先】

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付  
政策調整担当参事官室

担 当：大田、上垣

電 話：03-6257-1692

F A X：03-3581-9761